

第1回福岡県国民健康保険運営協議会

日 時 平成30年5月18日（金）
14時00分～15時00分
場 所 中小企業振興センター ホール
出席委員 14名（欠席委員1名）

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまから第1回福岡県国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、司会進行をさせていただきます、県医療保険課課長補佐の甲斐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

開会に当たり、運営協議会委員の皆様を御紹介いたします。

お手元配付の委員名簿に沿って御紹介させていただきます。

まず、被保険者代表の方々です。

北九州市の奥谷社会保険労務士事務所の代表でいらっしゃいます、奥谷紀子委員でございます。

【奥谷委員】 奥谷でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 福岡市東区男女共同参画連絡協議会会長、熊谷知子委員です。

【熊谷委員】 熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 新たに協議会委員をお願いいたしました、久留米市農業委員会委員、馬渡恵美子委員です。

【馬渡委員】 こんにちは。馬渡でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 飯塚市自治会連合会理事、中村香代委員です。

【中村委員】 中村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、保険医、保険歯科医、保険薬剤師の方々です。

福岡県医師会から、副会長の蓮澤浩明委員です。

【蓮澤委員】 蓮澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 同じく福岡県医師会から常任理事の寺澤正壽委員です。

【寺澤委員】 寺澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 福岡県歯科医師会から常務理事の日高潤二委員です。

【日高委員】 日高です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 新たに協議会委員をお願いいたしました、福岡県薬剤師会から副会長の満生清士委員です。

【満生委員】 満生といます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、学識経験等公益代表の方々です。

福岡県議会議員の秋田章二委員です。本日、若干遅れての御到着と伺っております。

続きまして、九州大学大学院医学研究院の専攻長、教授の馬場園明委員です。

【馬場園委員】 馬場園です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 福岡空港ビルディング株式会社非常勤監査役の中島俊介委員です。

【中島委員】 中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 福岡県立大学理事長兼学長の柴田洋三郎委員です。

【柴田委員】 柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、被用者保険の保険者の方々です。

健康保険組合連合会福岡連合会会長の後藤昌幸委員です。

【後藤委員】 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 全国健康保険協会福岡支部支部長の春山保男委員です。本日、春山委員につきましては御欠席となっております。

地方職員共済組合福岡県支部事務長の飯田みゆき委員です。

【飯田委員】 飯田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 以上、15名の皆様でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

福岡県保健医療介護部長の大森でございます。

【県部長】 大森でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 同じく保健医療介護部医療保険課長の兵頭でございます。

【県課長】 兵頭でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 同じく医療保険課課長補佐の野田でございます。

【事務局】 野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 春日市健康推進部国保医療課長の高尾でございます。

【事務局】 高尾と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 大任町福祉課長の杉原でございます。

【事務局】 杉原と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、福岡県保健医療介護部長、大森から御挨拶申し上げます。

【県部長】 皆さん、こんにちは。福岡県保健医療介護部長の大森でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、第1回福岡県国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから県の保健医療介護行政の推進に多大な御尽力、御協力をいただいておりますことを、この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

皆様方におかれましては、この約1年間にわたる熱心な御審議の中で、国保事業費納付金の算定方法、それから、国保の運営方針の策定について、県に対して答申をいただきました。おかげさまをもちまして、この4月から国民健康保険制度、新たな制度への円滑な移行を行うことができました。今後、市町村としっかり連携をとりながら、新たな国民健康保険制度の運営を行ってまいりたいと思います。

本日は、新たな制度の施行後初めての運営協議会となります。委員の皆様におかれましては、引き続き貴重な御意見をいただきたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 まず、本日の会議の成立について御報告いたします。

お手元配付の参考資料①、1ページを御覧ください。1ページの資料ですが、福岡県国民健康保険法施行条例でございます。第3条及び第4条で、運営協議会委員の定数等を定めております。

また、同じ資料の5ページをお開きください。5ページ、第21条におきまして、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とされております。

続きまして、同じ資料の6ページを御覧ください。本運営協議会の規則でございます。第3条第2項におきまして、会議の開催の定足数について定めております。

本日御出席の皆様は、お手元配付の出席者名簿のとおりでございます。条例第4条各号の区分から御出席いただいておりますが、先ほど申し上げましたが、秋田委員が遅れての御出席ということでございます。現状15名中13名の御出席となっておりますので、本会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

【県課長】 改めまして、医療保険課長の兵頭でございます。

本日は、新たな国保制度施行後の初めての運営協議会ということでございますので、会長

が選出をされますまでの間、私が進行させていただきます。

それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

まずは、会長、副会長についてお諮りをいたします。

参考資料①の6ページでございます。規則第2条において、会長、副会長について定めております。第2項におきまして、公益代表委員の中から選挙により定めることとされておるところでございます。

立候補、それから、御推薦等ございますでしょうか。

【中島委員】 推薦ですけど、これまで正副会長として御苦労いただきました柴田先生、それから、馬場園先生に引き続き正副会長をお願いしたらどうかというふうに思っております。

【県課長】 ただいま会長に柴田委員、それから、副会長に馬場園委員との御推薦がございました。

ほかに御推薦等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【県課長】 ないようでございますので、柴田委員、馬場園委員、御就任いただけますでしょうか。

【柴田・馬場園委員】 お引き受けさせていただきます。

(拍手)

【県課長】 ありがとうございます。

それでは、会長に柴田委員、副会長に馬場園委員に御就任をいただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

会長、副会長におかれましては、席の移動をお願いいたします。

(会長、副会長席移動)

【県課長】 それでは、ここからの進行は、柴田会長、よろしくお願いをいたします。

【柴田会長】 ただいま福岡県国民健康保険運営協議会会長に選出されました柴田でございます。

本協議会におかれまして、昨年度は、50年ぶりという国民健康保険制度の歴史的な改革に当たりまして、本日御出席の多くの委員の皆様方の御協力をいただき、運営協議会の答申をまとめることができました。改めて厚く御礼申し上げます。

また、今年度から新たな制度のもとで福岡県の国保の運営がよりよいものとなるよう、馬

馬場園副会長とともに、それから、事務局の御支援をいただきながら務めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方におかれましては、活発な御議論と、本協議会への運営に対しましての忌憚ない御意見と御協力方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【馬場園副会長】 副会長を務めさせていただきます馬場園です。

日本は冠たる国民皆保険制度を持っていて、維持しておりました。しかしながら、社会保障制度とともに、少子高齢化などの問題、特に国保の問題、国保を維持するというのが非常に大変になりまして、結局のところ、財政的には統合してスケールメリットを生かして、何とかやりくりしていくというような方針になっております。今後もそんなに経済はよくなるわけではないわけですから、被保険者、それから保険者ともに、医療を提供される皆様とも協力して、何とか福岡県の国保を維持していくために、若干の協力をさせていただきます。

柴田会長ともいろいろ話をしながら努力したいと思いますので、よろしくお願い致します。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、その前に報道機関の皆様にお知らせ申し上げます。

議事の進行に支障がないよう、カメラ撮影はここまでで終了していただきますようお願い申し上げますので、御了承いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、次の議事に移らせていただきます。

まず、本日の1番目、運営協議会の議事運営についてでございます。事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【県課長】 それでは、事務局から御説明を申し上げます。

資料は、お手元でございます、運協1-1という資料、それから、参考資料の①により御説明を申し上げます。

資料1-1の1ページを御覧ください。当運営協議会に関する条例、それから規則につきましては、県議会の議決を経まして、4月1日から施行されておるところでございます。

規則第5条におきまして、「運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。」とされているところでございます。この規定に従いまして、今回定めていただくのは、福岡県国民健康保険運営協議会運営規程、それから、福岡県国民健康保険運営協議会傍聴規程でございます。

資料1ページに規程の案の概要を、それから、2ページ以降に全条文を掲載しております。

なお、県の審議会は原則公開とされておりますので、当運営協議会におきましても、会議は原則公開として、傍聴を認めておるところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

前回の規程案からの改定等、変更がございましたら、御説明いただければと思いますが。

【県課長】 福岡県国民健康保険運営協議会運営規程の第1条でございます。2ページでございますけれども、第1条、趣旨につきまして、追加をさせていただいております。それ以外の条文については、運営規程、それから傍聴規程とも前回からの変更はございません。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

大きな変更はないということでございますが、何か御質問、御意見、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 特に御意見もないようでございますので、詳細につきましては改めて私から確認させていただきますが、この議事運営に関する規程を原案どおり定めたいと思いますが、よろございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

では次に、福岡県における国保の運営についてでございます。本件につきましても、事務局から、まず、御説明をお願いしたいと思います。

【県課長】 それでは、御説明を申し上げます。

資料につきましては、お手元の資料、運協1-2によりまして説明をさせていただきたいと思います。

平成30年4月から改正国民健康保険法が施行されまして、県が市町村とともに国保を運営することとなりました。これまで市町村が担ってきました国保事業について、県が財政運営の責任主体としまして、国保制度の安定化を図ることとなったわけでございます。

1ページの左上でございます。福岡県国民健康保険法施行条例を制定いたしまして、本運営協議会、それから市町村に対する交付金、さらに市町村からの納付金について定めたところでございます。

納付金の徴収につきましては、1ページ左下の福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則を制定いたしまして、納付金に係る具体的な手続、それから、算定方法について規定をし

ておるところでございます。

また、国民健康保険法第81条の2に基づきまして、国保財政の安定化を図るために、県が設置する財政安定化基金について、1ページ右上の福岡県国民健康保険財政安定化基金条例を制定いたしまして、基金の積み立て、それから処分の方法、貸付金の償還方法、それから拠出金等につきまして、事項を定めておるところでございます。

基金に関する具体的な手続等につきましては、右下の福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則によりまして定めているところでございます。

これらの国保に関する条例等につきましては、先ほども見ていただきました参考資料の①に全文を掲載しておるところでございます。

続きまして、運営協議会の概要でございます。

1-2の資料、先ほどの資料の2ページを御覧ください。これまで国保改革準備のため、条例によりまして、福岡県国民健康保険運営協議会を設置いたしまして、平成30年度以降の納付金の算定方法、それから、国保運営方針の策定について御審議、答申をいただいたところでございます。この答申を受けまして策定をいたしました国保運営方針につきましては、参考資料の②ということでお配りをしておるところでございます。後ほど御覧いただけたらと思います。

平成30年度からの運営協議会でございますけれども、国民健康保険法の第11条によりまして、国民健康保険事業費納付金の徴収、それから、国保運営方針の策定等を審議することとされておるところでございます。

国保運営方針につきましては、平成30年度から6年間が対象期間ということでございまして、3年ごとに検証を行って、必要な見直しを行うとされておるところでございます。皆様の任期中の3年間の運営協議会におきまして、国保運営方針の進捗状況、それから市町村との協議状況を踏まえながら、運営方針の見直しについて審議をしていただくということになります。

また、納付金の算定方法につきましては、運営協議会の答申をもとに定めておるところでございます。33年度以降につきましては、国のガイドラインの改定内容を踏まえた上で、負担緩和措置を含めて改めて検討をしていく必要があります。この点についても皆様に御審議をお願いいただくことになろうというふうに思っているところでございます。

続きまして、3ページでございます。今回の国保改革の前後の状況を図示しておるところでございます。改革後の国保制度におきましては、県が財政運営の責任主体として、県全体

の国保財政を管理するために、国民健康保険法の規定に基づきまして、県に特別会計を設置しておるところでございます。

それでは、図につきまして御説明を申し上げます。

まず、左側の改革前という図でございます。これは平成29年度まで、今年の3月の末までの国民健康保険の姿でございます。A市の国保特別会計ということで、福岡県におきましては60の市町村がございます。60の市町村それぞれが、国民健康保険の特別会計というものをっております。29年度までは、それぞれの市町村が国民健康保険の保険料をそれぞれが賦課徴収して、それぞれのところで収納すると。それから、公費という形で書いておりますけれども、国からの交付金、県からの交付金、その他の交付金を、それぞれ市町村ごとに交付をいたしまして、これらの財源をもとに保険給付費に充てていたというのが29年度までの姿でございます。

30年度、今年の4月からの姿が右側でございます。先ほど申し上げましたとおり、県においても特別会計を設置しております。今まで市町村ごとに国、それから、県のほうから交付金を市町村にお渡ししていたものが、そのほとんどが県の中に一旦、特別会計の中に入ってくるということでございます。国からの交付金、そのほとんどが県に入る、県から市町村にお配りをしていた交付金につきましても、県の特別会計のほうに一旦入る。そして、もう一つが市町村からの納付金というものでございますけれども、これは、それぞれの市町村ごとに割り当てられた納付金を県のほうに納めていただくということでございます。これらの財源を合わせまして、支出というところで、それぞれ60の市町村に交付金という形で交付をするということでございます。

市町村のほうは、60の市町村それぞれ、まだ特別会計をっております。市町村は、それぞれの市町村の議会等の議決を経まして、国民健康保険料、それから保険税の課税徴収をやっております。それから、一部についてやはり個別に公費が入るようになっておまして、それらの財源をもとに県に対する納付金を支払うこととなります。県は、先ほど申しましたとおり、納付金と国、県からの交付金等を合わせて、今度は市町村に保険給付という形の財源として交付金を交付しまして、市町村は、県からの交付金に基づいて給付をするという形になっております。これが今回の大きな制度改革の中身でございます。

メリットといたしましては、特に小さな町村が、その年度中に何か大きな保険給付の伸びがあったときに、途中で国民健康保険料を上げたりといったことはなかなか難しゅうございますので、大きな財政負担になる。今年度からは、県がそれぞれの市町村に必要な額を必

ず交付をするということになっておりますので、そういう意味からも、国民健康保険全体として安定をするということになろうと思います。

県のほうで給付が伸びたときには、先ほど御説明をいたしました財政安定化基金等からの取り崩しによって、そこで調整しながら交付をしていくということでございます。それが3ページの説明でございます。

次に、4ページでございます。3ページで御説明をいたしました県の特別会計の予算について平成30年度の形を示しておるところでございます。総額が約4,600億円という額を計上させていただいておるところでございます。

まず、歳入でございますけれども、市町村からの納付金が1,420億円でございます。それから国費、それから県費等がございます。

歳出につきましては、県から市町村への保険給付費等の交付金のほかに、他の保険制度への支出金、後期高齢者の医療制度への交付金、それから介護の納付金といった形での支出があるわけでございます。

また、新たに保険者となりました県が取り組む事業を、一番下の新規事業ということで記載をしておるところでございます。主な新規事業ということでございます。今回、県も市町村とともに、国保を保険者として運営をしていくということになりましたので、その保険者としての事業でございます。

一番上でございますけれども、お薬手帳の活用促進ということでございます。薬の重複服用の適正化を図るためのお薬手帳ホルダーというものを作成いたしまして、配付をするという事業でございます。今、私の手元に、そのホルダーを持ってきておりますけれども、この中に、お薬手帳、それから、保険証、いろんな診察券、これが一体として入るような、こういうホルダーを作成いたしまして配付をする予定でございます。これは、お薬の服用が多い方を抽出いたしまして、重複して、薬の薬害とか無駄を省いていただくということで、特にお薬の利用が多い方についてお配りをするというような事業でございます。

それから二つ目でございます。市町村の療養費点検事務等への支援でございます。これにつきましては、対象療養費を、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復という形で書いておりますけれども、これらの療養費の支給について、市町村とともに点検事務を進めていくというものでございます。

それから、三つ目でございます。国保事務の標準化に伴うシステム改修の助成でございます。これにつきましては、今回県のほうでも保険者となって、県内で事務の標準化をしてい

こうということとしております。これに伴いまして、それぞれの市町村の、いわゆる電算上のいろんなシステムを改修していく、それに対する助成をやっていくというものでございます。主な新規事業でございますけれども、こういうものを、県としても推進をしながら、国保運営に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、参考資料の③をお願いいたします。平成30年度の国民健康保険事業費納付金等につきまして、これは3月に公表をいたしまして、皆様のところにも配付を差し上げたものでございます。改めて御説明を差し上げたいと思います。

まず、1ページから2ページにつきましては、それぞれの言葉、それから、別紙の表の説明でございます。

まず、3枚目でございますけれども、別紙1を御覧ください。別紙1は、平成30年度の国民健康保険事業費納付金でございます。これは、先ほどから説明を申し上げておりますけれども、県が市町村から徴収をする納付金の額でございます。市町村ごとに示した一覧表となっております。

それから、別紙2でございます。平成30年度の市町村別の1人当たりの納付金額というものでございます。制度変更に伴いまして、実質的な財政負担が増加をします市町村に対しまして、平成28年度水準の負担を超えないように緩和措置を行うことにしておりました。昨年までの協議会でも議論をいただいたところでございます。

緩和の団体でございますけれども、中ほどの丸印のところでございます。24団体が、28年度と比べて、今回新たな制度改革に伴って計算をしました、1人当たりの納付金額が増えたところでございます。これらの団体につきましては、納付金額が増えないように財源措置をして、それを抑え込んだというところでございます。抑え込んだ結果、矢印の真ん中のところの表のように、100%を超えた市町村については100になったというところでございます。

さらに、財源を使いまして、全ての市町村のほうにさらに財源を配りまして、実質的には納付金額につきましては、100%を下回るような水準になりましたというのが、一番右側の表でございます。

その右側に、負担緩和における財源がございます。まず最初、100%に抑えるということで13億円を用意いたしまして、その財源で抑え込みをいたしまして、最終的には15億6,400万を使いまして、100%未満にしたというところでございます。

別紙の2は以上でございます。

それから、別紙の3でございますけれども、これは納付金、それから、標準保険料率の算定の基礎、算定に用いました係数でございます。御審議をいただいたように、例えば、一番上の医療費指数反映係数は1にしましたといったところを掲載しているところでございます。

それから、続きまして、別紙の4から6でございます。4から6につきましては、標準保険料率の理論的な値ということでございます。

まず、別紙の4でございますけれども、国が示しました全国の統一的な基準によりまして算定をした本県の標準的な保険料率が別紙4でございます。それから、別紙の5でございますけれども、これは県内の統一の基準、これは福岡県の統一の基準によって算定をいたしました市町村ごとの標準的な保険料率ということでございます。そして、別紙6でございますけれども、これは、それぞれの市町村の基準によって算定をいたしました市町村ごとの標準的な保険料率ということでございます。いずれも法令等に基づきまして算定をした理論値ということでございますので、実際の保険料とは異なってございます。

以上で、参考資料の③の説明は終わりたいと思います。

それから、最後、今後のスケジュールにつきまして、御説明を申し上げます。

資料の1-2に戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。最後のページでございます。

今後3年間の審議のスケジュールを掲載しておるところでございます。図の一番下でございますとおり、運営方針に定められております県と市町村との協議の場であります国保共同運営会議、これは県と市町村が話し合いをする場でございますけれども、この会議と、本運営協議会との情報共有を図りながら審議を行ってまいりたいというふうに考えております。

平成30年の今年度につきましては、年2回の開催を予定しておりまして、第1回目が本日ということでございます。第2回目につきましては、夏ごろに改定される見込みであります平成31年度の国のガイドラインを踏まえまして開催をしたいというふうに考えておりまして、開催時期につきましては、11月を予定しているところでございます。

また、31年度、来年度以降でございますけれども、平成33年度以降の運営方針、それから、国保事業費納付金の算定方法の見直しについて御審議をいただくということになりますので、開催回数は増えるというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

ただいま福岡県における国保の運営について詳細な御説明をいただきましたが、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。中島委員、お願いいたします。

【中島委員】 参考資料③の別紙2のところの負担軽減で、国費で措置されるということになっています。これは永久にしてもらえるんですか。

【県課長】 負担軽減措置については永久ということはございませんで、ただ、先ほど申し上げましたとおり、国が、今後財源をどれぐらいお示しいただけるかによりまして変わると、減らしていくというのは基本的に国は言っておりますので、それとあわせて、徐々にこの負担緩和も縮小していくということになるかと思います。

ただ、昨年度審議をいただきまして運営方針等にも書かせていただいたところでございますけれども、3年間はゼロで行っていくということは決まっておりますので、3年間はやるということでございます。

【中島委員】 その先はわからないと。

それと、市町村レベルの法定外繰入というのは基本的になくなったと考えてよろしいんですか。

【県課長】 今年度のそれぞれの市町村の予算等につきましては、今からまた精査をするという形になりますけれども、現在聞いておるところでは、なくなっていないようでございます。ただ、今回大幅な国費の、全国ベースで3,400億の国費が出ましたので、それによってかなり縮小しているというような状況でございます。

【柴田会長】 中島委員、ようございますでしょうか。

【中島委員】 はい。

【柴田会長】 では、ここで改めて、秋田委員がお見えになられましたので、御紹介させていただきます。御挨拶をお願いします。

【秋田委員】 すみません。遅参して申しわけございません。県議会議員の秋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【柴田会長】 ほかに御質問をお願いいたします。

【満生委員】 薬剤師会の満生ですけど、新規事業で、お薬手帳の活用促進ということで約270万円ほど予算が立ててありますけれども、件数というか、枚数的にはどれぐらいの

数を予想されているのでしょうか。

【県課長】 これは国民健康保険の中でございますけれども、大体6,700ぐらいの数を予定しておるところでございます。

【柴田会長】 ようございますでしょうか。

【満生委員】 はい。

【柴田会長】 ほかにどなたか御質問。はい、お願いいたします。寺澤委員。

【寺澤委員】 福岡県医師会の寺澤でございます。

最初の質問とちょっと関連しますが、先ほどの3,400億ですかね、これはいつまで続くかわからないということですか。

【県課長】 いえ、3,400億円につきましては、これは国と地方との約束でございますので、ずっと続いていくというふうに思っています。

申し上げましたのは、激変緩和というか、負担緩和に充てられる財源として国が交付しているのが、先ほど見ていただきましたように15億ほどございますけれども、これについては縮小をしていくということを国のほうが申しておりますので、徐々に縮小されていくというふうに思っております。

【寺澤委員】 別枠なわけですね。

【県課長】 そうでございます。

【寺澤委員】 ありがとうございます。

もう一ついいですか。表がさっきありましたが、1-2の3ページのわかりやすい表、左が右に移っていくというやつですね。そのA市のところに公費というのが入ってますよね、市町村の。これはこれもまぜて納付金になっていくんですか。そういう感じに見えるんですけど。

【県課長】 右側の下のA市のところの公費の話だと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、29年度までは全ての市町村それぞれに公費が入っておりました。そのほとんどは一回県に入るようになりますけれども、今回30年度からも、一部の公費については、それぞれの市町村に入るものもあるということで、一部その公費が、A市の少し面積が小さくなった形で示しておりますけれども、一部は入るということでございます。それらの財源と保険料等を足し合わせて、県に対する納付金を払われるということでございます。

【柴田会長】 寺澤先生、ようございますでしょうか。ほかに何かございましたら。

【寺澤委員】 もう一つ、先ほどのお薬手帳のところですけど、これは補助がゼロみたい

に書いてあるんですけど、これは補助はなくて、各市町村がやるんですか。

【県課長】 いえ。これは全額県で作りまして、それで重複の服用者の方たちにお送りをするというような予定でございますので、全額県で支出をするということでございます。

【寺澤委員】 先ほどの重複とか、いわゆるポリファーマシーの患者さんを中心に回すということなんでしょうか。

【県課長】 ポリファーマシーではございませんけれども、同じような薬を複数の医療機関で処方されて、いろんな薬局さんから同じような薬をもらわれている方に対して、それをKDBという、いわゆる国保のデータベースシステムで抽出をすることが、今年の夏ぐらいから中央会のほうにおいて、システム改修でできるということでございますので、それらの対象の方たちにお配りをするというものでございます。

【寺澤委員】 今、見せていただいたのでは、後期高齢者の保険証が入っていましたが、あれは間違いですよ。

【県課長】 いえ。実は、今回国保の事業として私ども医療保険課がしますけれども、後期高齢者も同じような事業をやるように予定をしております。

【寺澤委員】 以上でございます。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

ほかにどなたか御質問ございませんでしょうか。ようございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 では、一応、この国保の運営については特にならざるようでございますので、次の議題に移りたいと思っておりますが、ようございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 こちらで準備した議題は今の2点でございますので、その他につきまして事務局から何かございましたら、御説明をお願いしたいと思います。

【県課長】 特にございません。

【柴田会長】 予定している時間よりも大分早うございますので、この機会に、全体を通して、あるいは本日の議題に関連したこと、あるいは直接は関連がないけれども、今回の改定等々につきまして何か御質問、御意見がございましたら、御発言いただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

さっき副会長からありましたけれども、この機会に何か総括をお願いできますか。

【馬場園副会長】 先ほど会長が大改革であるというふうにおっしゃっていただけ

ども、今後、後期高齢者が増えてきますと、支援金とか介護のためのお金とか、そういうのも手当てしていかないといけないということがあるわけですね。それで、結局のところ、国民皆保険制度は収入と支出があって維持できるわけですが、例えば、財政が非常に厳しくなってくる。市町村で財政の違いがある。というのは、所得が高ければ、保険料率が低くても収入が入ってくるわけです。でも、みんな所得が低ければ大変ですよ。そうなると、所得が平均的に低いところは、ほかの人よりちょっと収入があると、どかんと保険料を出さないといけないということになってくるわけです。そうすると、同じ市町村国保であっても、違うところであれば、同じ所得なのに払わないといけない保険料が全然違ってくるという不平等さが出てくるわけですね。だから、医療の原則は、負担能力に見合ったという意味では平等に負担すると。医療の給付というのは必要に応じて給付されるというのが原則なんですね。それが、どんどん歪められていくというので、それを県というシステムを使って、より平等化していく。つまり、年齢とか所得が同じで医療費が自治体で変わらないのであれば、保険料は同じになるようにしようというのが一番大きなエッセンスなんです。

だけど、いろいろ努力をしても、おそらくまた市町村国保というのはかなり窮地に至るだろうというふうに考えていて、今、高医療費の問題に困っているのは、日本ばかりじゃなくて、世界中どこもそうなんです。例えば、日本が保険制度を見習ったのはドイツなんですけれども、ドイツはいろんな保険者があって、疾病金庫というんですけれども、それで財政に非常に違いがあったんですけれども、結局のところ、全ての保険者が、今言ったように、リスクとか所得が同じだったら、保険料を同じにしようというような動きで改革を果たしています。

これは要するに、医療をうまく成り立たせようと思ったら、所得の高い人が所得の低い人に再分配してあげる。それから、病気がない人、健康な人は、病気がちの人に再分配してあげる。そして、やはり高齢者というのは、自分のリスクに見合った保険料を払えないんですね。ですから、現役世代が高齢者に再分配してあげる。この三つの機能がなければ皆保険制度は維持できなくなっているということなんですね。そういう何とかやりくりをするというのが今の改革なんですけれども、今、健康保険とか共済組合の方が来ていますけれども、あと、協会けんぽ、主に四つで成り立っていて、今回の改革では、健康保険組合とか、共済組合の大いなる犠牲によって成り立っているというのも知っておかれてもいいかもしれません。

以上です。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

この機会に、ほかにどなたか。では、日高先生、お願いいたします。

【日高委員】 すみません、極めて各論的なことかもしれませんが、前回、前々回ぐらいだったですかね、いわゆる国保、今、馬場園先生がお話になられましたけれども、非常に加入者も、国保の保険金云々で、保険の資格はあるものの国保料、保険料を払えなくて、資格証明書とか、そういうのに移行してしまっ、なかなか子供たちが医療機関を受診できないとかいう現状がかいま見えるんですね。

それと、もう一つが、やはりお仕事が何度も変わって保険が変わる、資格が変わるといときに、特に国保に多いような気がするんですけども、遡及して加入をされる、いわゆる遡及加入ですよ。それも月の半ばで、数日ならまだしも、どうかすると、一月、二月遡及して入られるという中で、やはり半年ぐらいたつたところで医療機関に一つのしわ寄せが来るという中で、本日の資料の22、23ページに記載してあるんですけども。すみません、参考資料の②ですね。前回もこの話はお聞きしたんですけども、いわゆる返還金の保険者間調整の現状と課題というのと、包括的合意に基づく国保保険者間の調整の現状と課題というところに記載されていますけれども、ぜひ、特に国保保険者間の調整が、40都道府県において既に導入されているということですけども、本県においてはまだ導入されていないと思うんですね。

この辺も、いろんな問題点が多々あるのは十分承知しておりますけれども、ぜひ頑張って、この辺の保険者間調整と。どうしても、やはりさっき言った事情で遡及加入というのが本当に多くなっているような気がしますので、被保険者のためにも、こういう保険者間の調整ということ、ぜひ行っていただきたいと思っております。

以上です。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御意見、事務局で何か御説明等ございますでしょうか。なかなか重い問題だと思うんですけども、ございましたら、お願いいたします。

【県課長】 保険者間の調整につきましては、今、私どもも国保連とも協力しながら進めておるところでございます。

【柴田会長】 どうぞよろしくお願いいたします。どうも福岡県が、先ほどの御指摘のように40のほうには入っていないというの、いろいろ経緯があるように伺っておりますけれども、この機会に改めて見直していただいたらという御意見だと思っております。

ほかに何かございませんでしょうか。ようございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柴田会長】 それでは、特にないようでございますので、多少時間に余裕がございますけれども、本日の議事はここまでとしたいと思います。また改めまして、個別の御質問等ございましたら、事務局に直接お問い合わせいただければと思っております。

最後に、本日の議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。

こちらで指名させていただきますが、日高委員と飯田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から連絡等をお願いいたします。

【県課長】 それでは、次回の開催につきまして、御連絡をしたいと思ひます。

運営協議会の大まかな開催のスケジュールにつきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

次回の開催につきましては、また会長とも御相談をしながら、改めて文書でお知らせをしたいというふうに思っておるところでございます。

御多忙の折、恐縮でございますけれども、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

【柴田会長】 どうもありがとうございました。

本日は、お足元の悪い中、また御多用なところ御参集いただきまして、議事の円滑な進行に御協力いただき、充実した討論ができたと思ひます。まことにありがとうございます。

本日は、以上をもちまして、第1回福岡県国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —